

## 国庫補助事業事務費に係る内部調査結果

### 1 内部調査に至った経緯

平成20年11月7日の会計検査院の平成19年度決算検査報告において、検査を行った12道府県全てにおいて国庫補助事業に係る事務費の不適正な経理処理等が指摘された。その後、岡山県においては、同年11月17日から農林水産省及び国土交通省所管国庫補助事業について会計検査院の現地検査が実施された。

本県では、会計検査院の検査の視点や他団体での検査状況等を踏まえ、経理処理の透明性をさらに向上させ、県民への説明責任を果たしていく観点から、国庫補助事業を実施している県の全ての部署で、適正に経理処理がなされているかどうかを確認する必要があると考え、会計検査院の検査との整合のとれた的確な調査ができる見通しが立ち、例年11月に行われる会計検査院の検査結果の公表に間に合わせることなどを勘案し、平成21年5月に、会計検査院との重複は避け、特別に独自に調査を行うこととした。

### 2 内部調査の実施概要

#### (1) 調査の方法等

会計検査院が現地検査を行ったものは除き、次のとおり実施した。

- ・調査の実施時期 平成21年5月～平成22年3月
- ・調査対象部署 国庫補助事業を実施している県の全ての部署 (183カ所)
- ・関係する省庁等 内閣府、総務省、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省  
(11府省庁)
- ・調査対象年度 平成16年度～平成20年度
- ・調査対象費目 賃金、旅費、需用費(物品購入)

#### (2) 調査内容

- ・賃金及び旅費については、カラ雇用及びカラ出張の有無、並びにその用途が国庫補助目的に合致しているか否かを調査。
- ・需用費については、会計検査院の検査基準に準じ、「預け金」、「一括払い」、「差替え」、「翌年度納入」、「前年度納入」の不適正な経理処理の有無を調査。

### 3 内部調査の結果

これまでに、平成16年度から平成20年度までの農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業事務費に係る調査結果を平成21年11月11日に、平成20年度の両省以外の所管の国庫補助事業事務費に係る調査結果を平成22年2月18日に取りまとめたところであるが、この度、残る平成16年度から平成19年度までの両省以外の所管の調査結果を次のとおり取りまとめた。

#### (1) 不適正な経理処理

需用費の物品購入において、「預け金」、「一括払」及び私的流用は認められなかったが、「差替え」、「翌年度納入」、「前年度納入」が認められた。

(単位：千円)

区 分	需 用 費						合 計
	預け金	一括払	差替え	翌年度 納 入	前年度 納 入	その他	
総 務 部							
企画振興部			18				18
生活環境部					337		337
保健福祉部			87	352			439
産業労働部			3,624	76			3,699
農林水産部							
教 育 庁							
警 察 本 部							
合 計			3,729	428	337		4,494

※ 金額は事業費。端数処理の関係で、計は必ずしも一致しない。以下同じ。

- ・ 差 替 え：契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていた。
- ・ 翌年度納入：物品の購入に当たって、支払いは前年度の予算で行い、納入は4月以降の新年度に行っていた。
- ・ 前年度納入：物品の購入に当たって、納入は3月末までの前年度で行い、支払いは4月以降に新年度予算で行っていた。

(2) 補助対象とならない用途に支払われたもの（目的外使用）

(単位：千円)

区 分	賃 金	旅 費	合 計
総 務 部			
企画振興部			
生活環境部			
保健福祉部		1,002	1,002
産業労働部		924	924
農林水産部	655		655
教 育 庁			
警 察 本 部			
合 計	655	1,927	2,582

ア 賃 金

カラ雇用は認められなかったが、配属された部署が所掌する国庫補助事業とは異なる国庫補助事業事務費から支出するなど臨時職員の賃金について、会計検査院の視点からして、補助対象とならないもの（目的外使用）が認められた。

イ 旅 費

カラ出張は認められなかったが、会計検査院の検査の視点からして、国庫補助事業の施行のために直接必要な経費ではなく、補助の対象とはならないもの（目的外使用）が認められた。

(3) その他

平成16年度から平成20年度までの内部調査結果の全体を通して、不適正な経理処理や補助金の目的外使用による支出は認められたものの、カラ雇用、カラ出張や私的流用等はなく、いずれにおいても業務遂行上必要な支出であり、また、取得された物品は公務に使用されていた。

#### 4 原因

内部調査結果の全体を通して、不適正な経理処理等が認められた部署では次のような背景・原因があった。

- ・ 職員の適正な会計経理に関する認識が十分でなく、特に年度末の事務繁忙期にあつて、公金の取扱いの重要性や法令遵守の意識が希薄となり、適正な処理を怠っていた。
- ・ 国庫補助事業事務費を優先して、年度内に予算を残らず執行し、できるだけ補助金の返納をなくそうとする意識があった。
- ・ 経理処理に係る各段階で、内容の精査が十分に行われていないところや、物品の要求、業者への発注、納品時の検収などの業務分担ができていないところがあった。
- ・ 備品購入費の予算が不足する場合、需用費からの移用の手続きを怠り、安易な方法による経理処理を行っていた。
- ・ これまで関係省庁からは、賃金、旅費の使途基準等について、必ずしも明確に示されていないことから、国庫補助事業事務費は事業の施行に直接必要な経費に限るとの会計検査院の考え方について、職員の認識が十分でなく、例えば、部署を越えて幅広く業務を行っている臨時職員の賃金や、県のイベント等への参加や関連の全国大会等へ参加のための旅費について、補助対象であると広く解釈していた。

#### 5 再発防止

以上のことから、次のとおり再発防止に取り組むこととする。

- ・ これまで、全部局に、関係法令等の遵守及び公金の取扱いの重要性を十分認識し適正な経理処理を行うよう徹底するとともに、会計事務担当者会議等において職員の意識改革を行っており、引き続きこうしたことに取り組むとともに、会計事務を直接担当しない職員にも各種会議や研修等を通じて広く意識改革を行い、再発防止を徹底する。
- ・ 経理事務の処理に当たっては、各自が問題意識を持って厳重な審査・確認等を行うなど、内部チェック機能を十分に発揮させた上で、適正に行うよう一層の徹底を図る。
- ・ 物品購入に当たっては、物品の要求者と発注、検収を行う者との業務分担を行うとともに、納品事実と納品日の明確化を図るため、全ての場合に納品書を徴することとする。

- ・支出に当たっては、業務内容や支出目的が補助目的に合致しているか審査・確認するとともに、業務実態に合った必要な額や費目の予算を確保するなど、適正な予算執行に努める。
- ・国庫補助事業事務費の使途基準等について、その明確化や地方の実態に合った弾力的な運用ができるよう機会を捉えて国へ働きかける。
- ・出納局の検査では、業者のデータとの突合を図るなど検査内容や回数の充実を図るとともに、必要により特別検査や抜き打ち検査を行う。

## 6 国庫補助金の返還

会計検査院の指摘に係る国庫補助金については、関係省庁の指示に従い返還している。  
また、内部調査の結果に係る国庫補助金については、関係省庁へ報告し協議を行い、適切に対応する。

○ 内部調査結果

(1) 平成21年11月11日に取りまとめた、平成16年度から平成20年度までの農林水産省及び国土交通省所管国庫補助事業事務費（会計検査院の实地検査分は除く）

ア 不適正な経理処理

(単位：千円)

需用費						合計
預け金	一括払	差替え	翌年度 納入	前年度 納入	その他	
		471	12,268	4,612	672	18,023

イ 補助対象とならない用途に支払われたもの（目的外使用）

(単位：千円)

賃金	旅費	合計
86,436	41,467	127,904

(2) 平成22年2月18日に取りまとめた、平成20年度の両省以外の所管の国庫補助事業事務費

ア 不適正な経理処理

(単位：千円)

需用費						合計
預け金	一括払	差替え	翌年度 納入	前年度 納入	その他	
		479		35		514

イ 補助対象とならない用途に支払われたもの（目的外使用）

(単位：千円)

賃金	旅費	合計
	69	69

○ 会計検査院実地検査結果

平成21年11月11日に公表された、平成20年11月の会計検査院による平成14年度から平成19年度までの農林水産省及び国土交通省所管国庫補助事業事務費

ア 不適正な経理処理

(単位：千円)

需 用 費						合 計
預け金	一括払	差替え	翌年度 納 入	前年度 納 入	その他	
	320	4,490	13,207	2,360		20,378

イ 補助対象とならない用途に支払われたもの（目的外使用）

(単位：千円)

賃 金	旅 費	合 計
109,956	14,402	124,358